を受けて行う同条第一項に規定する合併等	を受けて行う同項に規定する株式交換等

第十条第一項	
対象子会社等（当該株式等の引受けを行った金融機関等又は銀行持株会社等）	対象子会社等（当該株式等の引受けを行った金融機関等又は銀行持株会社等）
第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した対象子会社等	第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した対象子会社等
当該経営強化計画を提出した金融機関等又は融資をのよう定をに一る化項計画五条係強に協定定第係強	当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を提出した対象子会社等と当該経営強化計画を提出した対象子会社等）

前条第一項	
対象子会社等	対象子会社等
第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した対象子会社等	第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した対象子会社等
当該経営強化計画を提出した金融機関等又は融資をのよう定をに一る化項計画五条係強に協定定第係強	当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を提出した対象子会社等と当該経営強化計画を提出した対象子会社等）

前条第三項	
当該経営強化計画を提出した金融機関等又は融資をのよう定をに一る化項計画五条係強に協定定第係強	当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を提出した対象子会社等と当該経営強化計画を提出した対象子会社等）

第十七条の次に次の一条を加える。

（法第十七条第八項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合における優先出資の消却による変更の登記）

第十七条の二　第八条の二の規定は、法第十七条第八項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合において、法第十七条第八項に規定する対象組織再編成金融機関等が優先出資法第四十五条第一項後段の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記をするときについて準用する。

第二十一条の見出し及び同条中「に従った」を「を受けて行う」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等に関する技術的読替え）

第二十二条の二　法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を除く。）の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第五項	第五条第六項	第六条
	第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等	第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画の経営計画又は当該金融機関等の
	第十五条第一項の申込みをした九条第一項の規定により金融機能強化計画を提出した金融機関等（次条において「金融機関等」という。）と融資をのよう定をに一る化項計画五条係強に協定定第係強	当該変更後の経営強化計画
	第十五条第一項の申込みをした九条第一項の規定により金融機能強化計画を提出した金融機関等（次条において「金融機関等」という。）と融資をのよう定をに一る化項計画五条係強に協定定第係強	第六条
		第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画の経営計画又は当該金融機関等の
		当該変更後の経営強化計画

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第五項	第五条第六項	第六条
	第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等	第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画の経営計画又は当該金融機関等の
	第十五条第一項の申込みをした九条第一項の規定により金融機能強化計画を提出した金融機関等（次条において「金融機関等」という。）と融資をのよう定をに一る化項計画五条係強に協定定第係強	当該変更後の経営強化計画
	第十五条第一項の申込みをした九条第一項の規定により金融機能強化計画を提出した金融機関等（次条において「金融機関等」という。）と融資をのよう定をに一る化項計画五条係強に協定定第係強	第六条
		第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画の経営計画又は当該金融機関等の
		当該変更後の経営強化計画